

## **九州・山口地域の産業政策について**

新型コロナウイルス感染症は、人や地域との交流を避けなければならぬ状況を生むなど、社会経済活動を著しく低下させ、九州・山口地域の経済は長期的に多大な影響を受けている。

加えて、ロシアによるウクライナ侵略は、原材料の調達コスト上昇や不安定化を招いており、国民生活や社会経済活動へ重大な影響を及ぼすことが懸念されている。

これらの社会における影響を極力抑えるとともに、「コロナとの共生」による社会経済活動の再活性化に向けた対策については、多様な分野でのデジタル変革（DX）に積極的に取り組むことなど、国と地方が一体となり、強力な施策を引き続き講じていかなければならぬ。

国においては、地方創生の要として地方がそれぞれの実情に応じ自主的に進める産業振興施策に対して、規制緩和や予算重点配分等によりスピード感を持って強力に支援するよう求める。

### **1 地域経済の諸課題を解決するための経済政策**

#### **(1) 原油価格・物価高騰等に対する支援**

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、全国で幅広い業種の事業者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、令和4年4月26日に「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が策定されたほか、電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対するきめ細かな対策の実施など、地域の実情を踏まえた更なる支援強化に向けて「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設されたところであるが、2年超に及ぶコロナ禍で疲弊しきった地域経済の回復に向けては、国

と地方で総力を挙げて取り組む必要があることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、引き続き今後の物価高騰や経済状況等を踏まえ、財源措置を適切に講じること。また、「事業復活支援金」と同様の支援策を創設するなど、事業継続や事業再構築等に対する支援策の一層の拡充を図ること。

## **(2) 人手不足対策と働き方改革への支援**

労働力人口の減少による人手不足問題が顕在化し、景気回復への影響も懸念される中、地方を支える中小企業における多様な産業の担い手を確保し、その能力を最大限発揮する環境を整えることが重要である。

そのため、若者、女性、高齢者、障がい者等がともに働きやすく魅力ある職場づくり、地方における人手不足対策及び働き方改革の推進について、適切な支援を行うこと。

新たな在留資格である「特定技能」による外国人労働者の受入については、地方の意見を十分に踏まえ、国において具体的な対策を講じるとともに、外国人受入環境整備交付金について交付対象とする事業の範囲を拡大するなど、外国人と日本人の共生社会実現に向けた支援を継続すること。

## **(3) 第4次産業革命の地方への導入・普及と先端技術への挑戦**

人口減少の進行など地方が抱える社会的課題の解決や「新しい生活様式」の推進のため、I o Tやビッグデータ、A I等の先進的活用事例の情報提供に努めるとともに、先端技術の社会実装、とりわけ遠隔医療・教育、次世代モビリティサービスなど、5 Gを利活用した地方の取組を後押しするため、支援の充実や必要な規制緩和を進めること。

また、付加価値の高い新たな産業を育成するため、先端技術を有する企業・人材を地方に呼び込み、実証実験や実装、拠点形成、I T人材育成等に取り組む自治体に対し支援すること。

#### (4) 先端技術を支える5Gなどの情報通信基盤整備

全国どこに居住していても、全ての国民が等しくデジタル社会の恩恵を享受できるよう、都市と地方の「デジタルサービス格差」の解消に向けて、必要とされる全ての地域で光ファイバ網等の情報通信基盤が整備されるよう、支援制度を継続・拡充すること。

特に、九州・山口地域においては、離島や半島、山村等の条件不利地域や民間事業者による整備が見込めない地域を多く抱えていることから、海底光ケーブルの整備や機器更新等による性能の高度化を含めた基盤整備に係る国庫補助事業の拡充に加え、自治体負担分が生じる場合においては十分な財政措置などを講じること。

さらに、災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークの機能が維持されるよう、「国土強靭化の観点」に立って、「光ファイバ網の多重化や地中化」等を促進するための新たな支援制度を創設すること。

また、災害情報や地域情報の発信などで極めて重要な情報インフラである地上デジタル放送共聴施設についても、整備が進んでいる光ファイバ等のブロードバンド基盤を用いた配信サービス等の活用を図るとともに、共聴施設の更新・維持管理に係る支援制度を創設するなど、難視聴地域の負担軽減を図ること。

併せて、「電気通信事業法の一部を改正する法律」の成立により、有線ブロードバンドサービスが基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）に位置付けられ、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための交付金制度が創設されることとなる。ブロードバンドのユニバーサルサービス化について、スケジュールを明確にした上で速やかに実施するとともに、その交付金制度の対象に維持管理費だけでなく、設備等の拡充・更新に係る整備費も含めること。制度開始までの間においても光ファイバの未整備地域の解消が滞ることなく進むよう、不採算地域における整備が行われた場合の維持管理費に係る支援制度を新たに設けること。

加えて、公設施設の民間への移行が進まない地域においては、移行が完了するまでの間の運営に対して新たな交付金制度と同等の支援が適用される制度について検討するとともに、自治体が提供するブロードバンドサービスの民間への移行が円滑に進むよう、移行にあたって自治体が公設設備の性能の高度化を伴う更新等を行う際の支援制度などを創設すること。

また、自治体が所有する県域をカバーする光ファイバ網等については、通信基盤の更新に対する新たな支援制度を創設すること。

5Gは、超高速、超低遅延、多数同時接続といった特長を備え、あらゆる「モノ」がインターネットに繋がる IoT 社会を実現する上で不可欠なインフラとして期待されており、へき地における遠隔診断、AI を利用した画像解析による製品の検査、建設機械の遠隔制御など様々な地域・分野において、5Gを活用した具体的な取組が進められている。デジタル田園都市国家構想の実現のためには、都市部のみならず地方部においても、5Gの整備が行われることが重要であることから、全ての地域において地域間の偏りなく、着実に基地局が整備される必要があり、十分な通信品質を確保した上で都市部に遅れることなく、基地局の整備を一気に進められるよう、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じて、その整備促進を図ること。

また、地方におけるローカル5Gの導入が進むよう、特に経営基盤が弱い中小企業等に対して、その導入に向けた計画づくりやネットワーク構築などに対する技術的・財政的支援を拡充すること。

## (5) 中小企業の生産性向上の支援

最低賃金については、九州各県において、令和4年10月から目安額の30円と同額以上の引き上げが決定されたところであるが、中小企業・小規模事業者は新型コロナウイルス感染症の影響で特に厳しい状況に追い込まれていることから、雇用コスト増等を十分に踏まえた激変緩和の観点から事業存続・雇用維持に向

けた支援策を強化すること。

また、ＩＴ導入や設備投資等に係る支援については、特例期間を延長する等、柔軟な支援を継続すること。

## (6) 商工会館の防災強化等

甚大な影響を及ぼす大規模災害等が相次ぐ中、商工会・商工会議所は、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、市町村と共同で、小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画を作成している。

一方で、支援側の商工会・商工会議所が入居する商工会館の多くは老朽化が進行し、建替又は大規模改修等が必要な状況にある。

災害等発生時、地域の小規模事業者を円滑に支援するため、市町村と連携して商工会館の防災機能の強化等に取り組む商工団体に対する財政的支援を実施すること。

## (7) 新しいシリコンアイランド九州の創造に向けた基盤整備

活況な半導体関連産業において人材不足が深刻化してきている中、九州においても多くの雇用が予定されており、人材の育成・確保が喫緊の課題となっているため、人材の確保や育成等に取り組む自治体に対し、継続して支援するとともに、必要に応じて国主導による関係業界の連携強化や、大学等高等教育機関の学部・学科新設、定員増に取り組むこと。

半導体サプライチェーンの強靭化を実現し、安定供給に必要な体制を確保するため、半導体関連企業が実施する設備投資等に対し、財政的支援を拡充するとともに継続した予算確保を行うこと。また、先端技術の開発に向けた企業間のネットワーク構築等に対する研究開発等に係る財政的支援を拡充すること。

国内外の半導体関連企業等が進出する際の受け皿となる工業団地や関連するインフラ整備を行う自治体に対し、継続した財政的支援を行うこと。

## 2 農林水産業の競争力強化と持続的発展

### (1) 農林水産業の成長産業化

九州・山口地域は農林水産業が主要な産業であり、農業産出額は全国の約2割を占めるなど、国内食料供給の重要な拠点となっている。

このため、農林水産業の競争力強化と持続的発展に向け、以下のとおり取り組むこと。

D Xで飛躍的な生産性向上や流通等の改善を図るため、農林水産業分野へのデジタル技術の導入・実装に向けた技術開発・改良と人材育成に係る予算を確保すること。

中でも、「スマート農林水産業」については、ロボット技術やI C T等の先端技術を活用した地方での先進的な取組に対し、規制改革等を通じた支援を行うとともに、普及促進するための実証・実装や人材育成に係る予算を確保すること。

「みどりの食料システム戦略」については、農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化等の実現に向けて、都道府県における研究開発、実証、社会実装という段階的な取組が円滑に進むよう必要な予算を確保するとともに、有機栽培をはじめとしたグリーンな栽培により生産された農産物の消費拡大に対する国民への理解醸成を更に図ること。

6次産業化等による農林水産物の高付加価値化や輸出等の取組については、予算の重点配分とともに、地域の実情に応じて柔軟な政策対応ができるよう、引き続き必要な予算確保を行うこと。

国際競争力の強化については、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定の発効後の動向に加え、TPP等各協定の内容を踏まえ見直しを行った「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、国際競争力の強化に資する予算を拡充し、地域にとって自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全の措置を講ずること。

また、二国間の輸出動植物検疫協議など輸出相手国の規制等の緩和・撤廃に向けた取組を加速化すること。

## (2) 農業の競争力強化等のための基盤整備と農村環境の保全

水田のフル活用を推進するため、水田畑地化・汎用化等による野菜など高収益作物への転換に必要な機械・施設整備を支援するとともに、農地の大区画化や排水対策、客土・土壤改良、農業水利施設の機能向上・長寿命化対策など、農業の競争力強化や中山間地域の特性に応じた基盤整備を進めること。

併せて、防災・減災対策として、ため池をはじめとした土地改良施設の維持管理・保全・整備等に係る十分な予算の確保や農業用ダムの洪水調節機能強化に向けた施設の維持管理、土地改良区の運営基盤等強化に係る支援を行うこと。

また、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化を図るため、農地情報の共有化、農地中間管理機構活用の環境整備を進めるとともに、農業委員や農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構などが実施する事業に必要となる予算を十分に確保すること。

優良農地の確保と商工業用地などの都市的利用との調整を図り、産業政策の基本となる土地の有効利用を目的とする農地転用制度について、法令に対する信頼性を確保する観点から、行政指導に従わず違反状態が解消しない違反転用案件については、優良農地以外の農地であっても違反状態の是正が可能となるよう農地転用許可制度の運用の見直しを行うこと。

農業・農村が持つ多面的機能を発揮するため、営農や地域活動が着実に継続できるよう、多面的機能支払交付金などの日本型直接支払制度に係る十分な予算の確保と、事務手続きの簡素化を図ること。

特に、中山間地域等直接支払制度については、今後も協定面積の減少が懸念されることから、交付申請書作成等の負担軽減や外部人材確保への支援充実など、地域の実情に即した制度改善、スマート農業の推進に向けた交付単価の見直しを行うとともに、多面的機能支払交付金については、流域治水の一環である「田んぼ

ダム」の取組面積の拡大に向けて、田んぼダム用枠及び堰板の導入や畦畔の補強を加速的に行うことができるよう、活動組織に対する加算措置の拡充を図ること。

また、鳥獣害対策の強化に向け、有害捕獲や侵入防止柵の設置などに係る、地域が必要とする予算を確実に確保した上で、国が目指すニホンジカ、イノシシの頭数半減に向けた取組を推進するため、捕獲活動に係る経費の単価を引き上げること。加えて、捕獲した鳥獣の利活用について適切な支援を行うとともに、簡易な埋設等の処理方法の検討を行うこと。

併せて、国庫補助事業などの農業公共投資の実施後、一定年数を経過した中山間地域の農地について、高齢化等による耕作の放棄により、放棄された樹園地が有害鳥獣の餌場となるなど、周辺の営農に支障を及ぼす可能性がある場合には、林地への転用等を認めるなど農村環境を保全するための方策の検討を行うこと。

国内で初めて発生が確認されてから日が浅く、被害拡大の恐れがある病害虫への対策については、農林水産物の安定生産を図るために、適切な病害虫防除が実施されるよう国において必要な予算を確保すること。特にサツマイモ基腐病など、全国的にも発生が確認されている病害虫については、被害の軽減を図るため、対策を総合的に推進する必要があることから、国においても必要な支援を継続すること。

### (3) 家畜の伝染性疾病対策の推進

豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の特定家畜伝染病が発生した際は、侵入経路の分析と発生原因の究明を迅速に行うとともに、侵入リスクが高い空港・港湾等における水際防疫、防鳥ネットや防護柵の設置支援、豚熱に感染した野生イノシシにおける防疫措置区域の拡大等、発生防止やまん延防止の対策を徹底すること。

特に、令和2年度及び3年度に国内で多発した高病原性鳥インフルエンザについては、発生予防のための効果的な防疫指導ができるようウイルスの侵入経路等を早期に究明し、国際的な防疫体

制を構築するとともに、国においても防疫資材の供給体制の構築等を行い、発生地で滞りなく防疫措置ができるようすること。

また、都道府県に義務づけられている家畜保健衛生所等における検査精度管理体制の強化については、国の責任において必要となる予算を確保し、適切な措置を行うこと。

#### **(4) 県育成品種の海外流出防止対策**

国内品種の海外流出を防ぐとともに、海外における育成者権の保護については、国内における品種登録制度と同等になるよう、二国間の協議を進めるなど、対策を講じること。

また、育成者権の保護と農産物の輸出力強化のため、国は海外における品種登録を支援する十分な予算を確保すること。

#### **(5) 林業の成長産業化と森林環境の保全**

林業の成長産業化に向け、路網整備・機械導入や適切な再造林対策、今後増加が見込まれる大径材の利活用、C L T 普及の加速化、建築物における木材利用の推進、非住宅分野の木造・木質化、ブロック塀に代わる木製フェンスの設置など、林業成長産業化総合対策等を継続的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、分収林地の適正な管理を進めるため、資金調達など森林整備法人等への支援を強化・拡充すること。

#### **(6) 水産物の生産体制の強化と環境改善**

増大するアジアの水産需要を取り込み、水産業を成長産業化するため、水産物の輸出を促進するとともに、省力・省コスト機器の導入促進や共同利用施設・種苗生産施設の整備促進など、収益性の高い経営体への転換が進むよう十分な予算を確保すること。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者が事業を継続するためのセーフティネット確保などの資金繰り支援、ならびに在庫の滞留や価格の低下が生じている養殖魚や高級魚等の販売促進に係る支援を継続すること。

また、我が国の漁業権益の確保及び水産物の安定供給のため、周辺諸国との漁業外交の強力な推進、外国漁船の違法操業に対する監視・取締体制を強化すること。

さらに、「水産政策の改革」等による資源管理の強化については、漁業種類における不平等が生じないよう、漁業関係者の意見を踏まえた制度とするとともに、経営安定のための万全な支援策を講じること。

有明海・八代海等においては、具体的な再生目標等を示し、必要な事業の創設・拡充及び予算確保を行うとともに、有機物・泥土の除去等の抜本的な対策について国が主体的に実施すること。

#### **(7) 令和2年7月豪雨等からの農林水産業の早期復旧**

令和2年及び令和3年の豪雨災害、令和4年の台風第14号被害などにより、甚大な被害を受けた被災箇所においては、原形復旧に留まらず被災箇所とその周辺も含めた改良復旧・再編復旧を推進し、再度被災する事態が繰り返されないようにするとともに、制度の充実及び十分な予算確保を行うこと。

#### **(8) 新規就農者の定着に向けた支援**

新たな新規就農者育成施策については、新規就農者を安定的に確保していくために活用しやすい制度とするとともに十分な予算を確保すること。

#### **(9) 農林水産物の産地偽装対策**

農林水産物の産地偽装の根絶に向けては、国において原産地表示を的確に把握できるようなトレーサビリティ制度の構築や生産や販売、流通を行う事業者に対する支援を行うとともに、科学的分析体制の強化に取り組む県が、迅速かつ正確なDNA検査に取り組めるよう、十分な予算を確保すること。

また、原産地表示に係る現行の「長いところルール」については、偽装の温床とならないよう実情に応じて見直しを行うこと。

### **3 エネルギーの安定供給と再生可能エネルギー等の導入・产业化**

#### **(1) エネルギーの安定供給**

エネルギーの低廉かつ安定的な供給は、国民生活や経済活動を支える基盤となるものであることから、地域を支える産業の持続的成長に資することはもとより、へき地や離島であっても経済的に安定した供給が将来にわたって受けられることを前提としたうえで、2050年カーボンニュートラルの実現を見据えた適切な2030年エネルギー믹스の実現に向けた責任あるエネルギー政策を着実に実行すること。

#### **(2) 新電力の事業撤退による影響への対策**

燃料費価格の高騰や、卸電力市場の価格高騰などを背景として、新電力が事業から撤退、倒産する例が相次ぎ、これらの新電力から電気の供給を受けていた事業者は、大手電力を含め小売電気事業者のいずれとも電気の需給契約交渉が成立しないなど、不安定な状態に置かれている。

このため、新たな小売供給契約に円滑に切替えが進むよう必要な施策を講ずるとともに、電力システム全体の中で安定供給や調整力が十分に確保されるよう施策を講ずること。

また、この事態は燃料費価格の高騰に端を発していることから、発電燃料の安定的な確保・供給について、十全な対策を講じること。

#### **(3) 再生可能エネルギー等の導入拡大と产业化の促進**

地熱・温泉熱やバイオマス、太陽光、洋上風力等、再生可能エネルギー由来電力の一層の導入を促進するため、接続可能量の拡大等系統連系対策や再生可能エネルギー由来の余剰電力を貯蔵し、調整する仕組の構築を計画的に進めるとともに、地熱・温泉熱や小水力等ベースロード電源の電力系統への優先接続等、必要な制度の見直しや、その特性を踏まえたきめ細かな支援を行うこ

と。

洋上風力発電については「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく促進区域指定の早期実現に向けた、自治体の取組を支援すること。

再生可能エネルギー由来の水素製造の低コスト化や、水素を国内隅々に供給するため、技術開発・実証・インフラ構築等を一層進めるとともに、水素ステーションの広域設置等、水素の利活用を促進し、関連産業の創出を推進すること。

なお、再生可能エネルギーの「主力電源化」に向けた取組にあたっては、防災、環境・景観保全への配慮、発電事業終了後の設備廃棄等への地域住民の懸念、出力拡大に伴う需給バランスの保持やバックアップ電源の確保等によるエネルギーの安定供給等も踏まえ、円滑な導入・産業化に向けて必要な措置を講じること。

また、地中熱等の再生可能エネルギーの熱利用についても、導入拡大や産業化に向けて必要な措置を講じること。

#### **(4) 都市ガスの安定供給確保**

カーボンニュートラルの実現に向けた「つなぎ」のエネルギーとして期待されるガス燃料について、九州における都市ガス等の平均価格は全国で最も高く、また供給インフラも脆弱であることから、価格低減と供給インフラ整備を実現する対策を講じること。

令和4年10月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞